

令和3年8月18日  
あんしん少額短期保険株式会社

## 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて【第7報～第8報】

この度の「令和3年8月11日からの大雨による災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。8月16日にお伝えいたしました「令和3年8月11日からの大雨による災害」第1報～第6報に続きまして以下の通り対象地域が拡大いたしましたので続報をお伝えいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

### 3. 災害救助法適用地町村及び適用日について

①適用地域	②適用日
広島県広島市全区	令和3年8月12日
長崎県雲仙市	令和3年8月12日
島根県邑智郡川本町	令和3年8月13日
島根県邑智郡美郷町	令和3年8月13日
長野県岡谷市	令和3年8月15日
長野県諏訪市	令和3年8月15日
長野県上伊那郡辰野町	令和3年8月15日
長野県木曾郡上松町	令和3年8月15日
長野県木曾郡王滝村	令和3年8月15日
長野県木曾郡木曾町	令和3年8月15日

### 【お問合せ先】

**お客様相談室 通話無料 0120-685-336**

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)